



CONTENT

- 3 論説
- 3 OPS バージョン2 リリース成功
- 4 MIMOSA の検索力を備えた esp@cenet データ
- 5 esp@cenet が全体的に高性能に
- 5 2009 年セミナーカレンダー
- 6 特許検索に機械翻訳は役立つのか?
- 7 現在のアジアは?
- 8 特許査定後の欧州特許の経過状況の調べ方
- 9 Register Plus ～ユーザ調査結果
- 9 オンライン出願ソフトウェアのバージョン4が利用可能に!
- 9 特許情報のビジネス利用
～EPO ウェブサイトに新たに追加
- 10 EPO 外のニュース
- 10 公報コーナー
- 11 EPO のイベント
- 11 EPO と触れる機会
- 12 その他のニュース



ストックホルムで開かれた特許情報会議での EPO 副長官 Manuel Desantes



会議における展示スタンド

品質(Quality) = 確実性(Certainty)

EPO 特許情報会議 2008 では品質に着目がされました。

「特許法は、社会に役立つ存在であるべきだ。」これこそが、10月にストックホルムで開かれた EPO 特許情報会議でのスピーチで EPO 副長官 Manuel Desantes が最も言いたかったことでしょう。Desantes 氏は、特許制度は特許出願人の役に立つためだけに存在するのではないと指摘した上で、主要な特許情報要素を備えた均衡の取れた制度の重要性を強調しました。

同会議では、特許データベース及び特許検索における品質とそれが果たす役割が主題になりました。

460 人の会議参加者を前にした基調講演において、エリクソン社の特許開発担当副社長 John Han 氏は、特許権者だけでなく、第三者も、確実性を必要としていると述べました。ここで言う確実性とは、Magister 社の Stephen Adams 氏によって取り上げられた概念です。Adams 氏は、同会議における発表で、特許の世界における品質とは確実性である、と定義しました。

特許検索者にとっての品質

シェル社の特許分析長 Bettina de Jong 女史は、特許検索者の視点か

ら品質について語りました。

de Jong 女史によれば、品質の意味は人によって様々であり、例えば、特許検索者にとっての品質とは、特許文献に誤りがなく、発明を明確に開示していることである、と述べました。de Jong 女史は、EPO における特許査定率が減少している点に着目し、特許査定率の減少は、高品質な審査が行われていることを示しているとも言える一方で、特許査定まで辿り着くことができない特許出願の数が増加していることも意味し、「特許査定を得られなかった出願も公開され、先行技術となっ



EPO とスウェーデン特許庁との間での
共通見解についての話し合い



エリクソン社・特許開発担当副社長
John Han 氏

てしまう。」と述べました。放棄或いは拒絶の運命にある特許出願数の減少が de Jong 女史の夢なのです。

de Jong 女史が特許請求の範囲及び明細書の中で明確性に欠けるものとして具体的に言及したのは、発明の名称及び要約についてです。EPO 部長の Jeremy Scott 氏は、この点に触れ、審査官は、必要と思えば、発明の名称及び要約を修正する裁量権を持っているが、例えば特許文献を正確に分類するなどの他の方法によって、情報の価値を高めることに時間を費やす場合が多い、と述べました。同会議において技術系作業について話をした特別研究員の EPO 部長 Miguel Albrecht 氏は、この点について同意し、EPO は、年間 120 万回を超えるデータ補正などを通じて、データベースの品質を

向上させている、と述べました。

品質は分担責任

同会議の目標の 1 つは、品質は結局のところ全体論的アプローチを必要とすることを示すことであった。EPO の特許情報主席部長 Richard Flammer 氏は、「品質は分担責任である。」と指摘しました。

特許情報は、作業の連鎖によって生成されており、あらゆる鎖と同

様、最も弱い連結部において切れるかもしれません。Bettina de Jong 女史は、出願人及び特許出願書類作成者は、この鎖の始まりに位置しており、そこでの品質が低いと、鎖の残り全体を通じて、最大限実現し得る品質が限定されてしまう、と述べました。EPO からの出席者達は、特許データベースに入るデータをエラーのないものとし、且つ、できるだけ検索しやすいものとするために特許庁に何ができるかを説明しました。

特許検索者の役割

このテーマのまとめとして、Stephen Adams 氏は、特許検索者は、特許情報連鎖の終わりに位置しており、データの品質の如何を問わず、彼らのスキルと専門知識が常に検索結果に影響を与えるため、「特許情報は、グーグルの餌食にはなっていないし、これからも決してならない。」と会議で論議された議題に対して個人的見解を述べました。Adams 氏は、特許検索初心者向け

の入門レベルのトレーニングの充実化と、優れた検索技術を持つ人達の存在を世間に認識させるのに役立つと考えられる認定制度の導入とを求めて、話を締めくくりました。「認定制度は、『職種別労働』を産み出すものではなく、純粋に、確実性のレベルを向上させるためのステップである。」

その他の話題

品質に関する議論に加えて、同会議では、機械翻訳や、ネット公開物の先行技術としての法的有効性、効力発生から 1 年が経過した改正欧州特許条約 (EPC2000) などの他の議題についても話し合われました (下記の表を参照)。

ストックホルムで話し合われた議題についてより詳しくお知りになりたい方は、同会議のウェブサイト www.epo.org/pi-conference にアクセスして下さい。本記事において触れたすべてのプレゼンテーションもご覧頂けます。

EPO 特許情報会議 2008 における主要議題

品質	特許情報品質のプロセスは、特許出願書類の作成に始まり、当該書類の検索に関する特許検索者のスキルに終わる。同会議では、特許制度へのすべての参加者がいかにして品質維持の責任を分担するかについて話し合われた。
機械翻訳	特許文章の翻訳は、特に中国語から英語へ翻訳する場合には、他の文章の翻訳とは異なる挑戦である。EPO は、この分野において多くの作業をしてきており、真に有益な機械翻訳ソリューションを目指した大いなる進歩を継続していく。
インターネット上の先行技術	同会議では、先行技術の出所としてのインターネットの有効性について疑問を呈した最近の判例 (EPO 審判部・審決 T1134/06) に注目した。
EPC2000	改正欧州特許条約は、データエラーやデータ遅延に関する問題を引き起こすのではないかとの懸念に苛まれながらも、2007 年の年末に発効された。同会議では、振り返ってみて、これらの懸念は正当なものであったのか否かに注目した。
特許査定後の欧州特許の情報源	異議申立期間が終了した特許査定後、欧州特許は指定国の国内特許庁によってそれぞれ管理される複数の国内出願に分かれる。同会議では、各国段階においてこれら欧州特許がどうなったかを調べることを可能とする方法を検討した。

新しい時代の始まり？

歴史的には、70年代のオイルショックを除いて、経済危機の時代には特許出願が増える傾向にあることを記録は物語っています。

そうだとすれば、我々は、特許出願の公開数、ひいては先行技術、の増加が衰えないまま、企業が先行技術の検索により少ないコストしか掛けられない時代に入った可能性があります。

このような状況においては、esp@cenet や MIMOSA などの無料/低価格の検索サービスに対して、より良い検索を支援するための何らかの機能強化が行われることをユーザは喜ぶでしょう。

新しい SmartSearch シングルボ

ックス検索機能は、そのような機能強化の1つである。この機能により、コマンドラインによるクエリー検索が可能となる。間もなくお目見えするワールドワイド・データベースもそのような機能強化の1つである。このデータベースは、改良版 MOMOSA ソフトウェアにより検索することが可能である。これらの進歩については、本号の別項でより詳しく紹介します。

経済的に困難な時代には、競争が激化します。なぜなら、支払う値段以上の価値を得ようとしている顧



特許情報主席部長
Richard Flammer

客が多く集まった市場において、技術を基盤とした企業同士が互いに優位性を築こうとするからです。イノベーションに関わる人々にとって、成功するための秘訣の1つは、技術の進歩と、競合他社の活動に遅れずについて行くことです。

イノベーションを支えるものとして特許情報がこれほど重要な時代は、おそらく今までなかったでしょう。2008年12月1日、EPOの特

許情報総本部は、DG5 (国際法務局) へ移管されました。この組織変更は、EPO が特許情報を重視していることの現われであるとともに、イノベーションと競争性を支援するという EPO 全体の目標へも貢献するものです。

特許情報主席部長
Richard Flammer

ウェブサービス

OPS バージョン2のリリース成功

2003年に導入されたオープン・パテント・サービス (OPS) は、コンピュータ同士の通信によって esp@cenet と同じデータへアクセスできるようにして、自動 (ロボット) アクセスを人間専用の esp@cenet サービスからより具体的なプラットフォームへとシフトさせたウェブサービスであります。

このたび、EPO では、特許情報業務及びウェブサービス業務の水準が進化したことに合わせて、全面的に改訂された高性能 OPS をリリースしました。この新しいバージョンの詳細の一部は、特許情報ニュースの 2008 年 5 月号 (「OPS バージョン2 : テスト準備が整う!」) で紹介しました。

旧バージョンである OPS バージョン1に基づいて開発されたアプリケーションをお持ちの方は、新たにリリースされた OPS バージョン2へコードを適合させて下さい。新しいバージョンは、ユーザフレンド

リーであり、OPS を初めてお使いの方は、プログラミングスキルをテストすることができます。

EPO は、切替を容易に行って頂きますように、2009年6月までは、OPS バージョン1を維持・稼働させて参ります。

OPS バージョン2を利用するメリットは？

OPS バージョン1で提供されていた機能に加えて、新たにリリースされたバージョン2では、以下の機能が実現されています。

・XML リクエストを容易にしまし

た。(「ドキュメントリテラル」)

- ・EPODOC・DOCDB で提供される文書番号フォーマットの機能をより一貫したものとしました。
- ・DOCDB 風な WIPO 標準 St.36 との互換性を可能な限り持たせました。
- ・書誌データ検索が可能です。
- ・シンプルなファミリー検索 (ファミリー照会) が可能です。
- ・全文の存在が表示されます。
- ・DOCDB のファミリーID をシンプルなものとしました。
- ・引用カバー率が拡張されました。
- ・全文カバー率が拡張されました。

新しいユーザにとってのメリットは？

EPO ワールドワイド特許データへアクセスすることによって、ご自身の出願内容を充実させたり、独自のクライアントを開発したり、ご自身のデータを OPS から入手した情報と統合させたりすることができまますので、驚かれることでしょう。ただし、OPS を利用するためには、SOAP をベースとしたウェブサービス (「ウェブサービス」) で検索すれば興味深い情報がいくつかヒットします) を使い慣れている必要があります。技術文書の全文は、新しい URL : <http://ops.epo.org> から入手可能です。ユーザの皆さんの OPS 及び esp@cenet 上での「行動規範」のために、EPO の公正使用許可書も併せてご覧下さい。

ご質問は ops@epo.org までどうぞ。

MIMOSA の検索力を備えた esp@acenet データ

esp@acenet が、EPO の MIMOSA ソフトウェアの強力な検索入手機能を備えたデータをカバーしていたら素晴らしいと思いませんか？EPO は、Global Patent Index (GPI) という名前の新しい製品で、この夢を現実のものとしようとしています。現在、GPI は、一部の外部ユーザによってテストされているところです。

ユーザは、GPI を使うことによって、EPO のワールドワイド書誌データ群を検索することができます。そのとき、GPI は、オープンパテントサービス (OPS) を通じて追加情報を検索し、esp@acenet 内の全文へのリンクを提供します。

GPI の主要機能は以下の通りです。

■GPI は、DOCDB (esp@acenet 書誌データの背後にあるデータベース) を徹底的にインデックス化して、そのコンテンツを大いに検索可能で視覚的なものとしします。

■GPI は、オンラインでアクセス可能であり、毎週更新されます。これにより、ユーザは、高レベルな世界中の最新技術の検索と技術的・商業的ウォッチングを実行することができます。また、毎週クエリーを保存したり、呼び出して再利用することもできます。

■GPI は、ユーザに、以下に例を挙げるような、およそ 100 もの異なる検索項目を提供します。

◇引用：特許文献及び非特許文献（出願人提供のもの、サーチレポートに記載されたもの、審査段階で引用されたもの、異議申立の段階で引用されたもの、或いは、第三者により提供されたもの）、並びに、サーチレポートにおける引用カテゴリ

◇分類：IPC₁~8、ECLA、ICO、並びに、国内分類

◇ファミリー：シンプルなファミリー（代表的なもの、関連するもの）

◇指定国：PCT、EPC、及び、拡張

◇発明の名称及び要約：近似検索

■利用可能なデータは、例えば以下のようなものです。

◇DOCDB データ

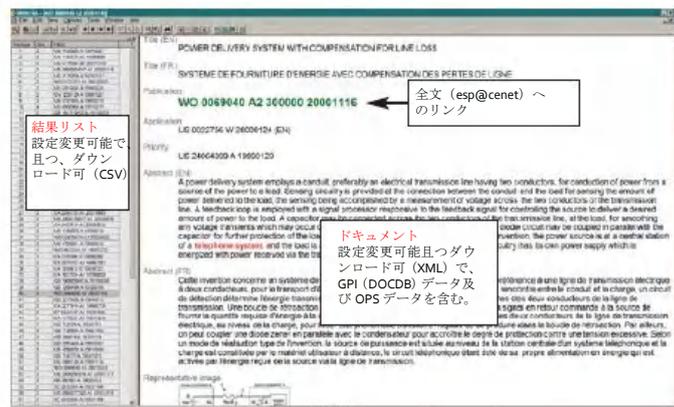
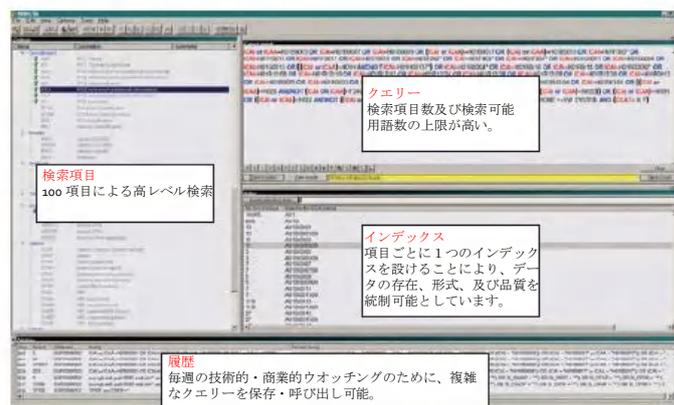
◇オンザフライでアクセス可能な OPS データ：代表図、

INPADOC ファミリーデータ、及び、INPADOC 経過状況データ

GPI は、個人及び学術機関の検索者、一般の企業、特許専門業者、特許庁、並びに、特許情報センターを対象としています。すなわち、特許情報の技術的、事業的、及び法的態様に興味のあるすべての方を対象としています。

現在、MIMOSA 検索ソフトウェアは、ローカルにインストールして用いているマイクロソフト・ウィンドウズ向けのアプリケーションです。2009 年には、ユーザのご要望に応じて、オンラインバージョンをリリースしたいと考えております。

GPI の公式リリースについては、EPO ウェブサイト及び特許情報ニュースにおいてお知らせ致しますのでご注目下さい。



特許検索に機械翻訳は役立つのか？

特許検索者は皆、英語以外の外国語を学ばなくても世界中の特許文献を検索できることを夢んでいます。機械翻訳は、この夢を実現させる可能性があるように思われますが、克服すべき障害も依然として多いのです。

EPO の機械翻訳専門家 Barrou Diallo 氏は、今年の 10 月にストックホルムで開催された EPO 特許情報会議 2008 の壇上で、機械翻訳を特許検索者が現実のものとするために EPO が何をしているか、特に、急増する中国の特許公開公報文献に関連して、説明しました。

Barrou Diallo 氏は、プレゼンの中で、EPO の目的は完璧な翻訳を提供することではなく、どちらかと言うと特許の技術的内容を技術有識者にとって十分理解可能なものとする自動翻訳を提供することである、と述べました。

このため、EPO では、英語と他の言語の間の二ヶ国語辞書を作成しています。2008 年 10 月の時点で、ドイツ語版、フランス語版、イタリア語版、及びスペイン語版については辞書が存在しており、スウェーデン語版とポルトガル語版は進行中、ギリシャ、ルーマニア、及びオランダの特許庁とは近い将来、各国言語について辞書を開発することで合意しています。

正しい翻訳語の選択に IPC を活用

EPO は、特許文献の翻訳に特化して取り組んできています。この取り組みの重要な特徴は、国際特許分類 (IPC) 記号に基づいて、当該技術に特化した辞書を用いる点です。これにより、機械翻訳システムは、個々の IPC 特有の辞書の中から用語を探せばよくなります。関連する用語を見つけれなかった場合には、合致するものが



見つかるまで階層を上っていくこととなります。

例えばドイツ語の

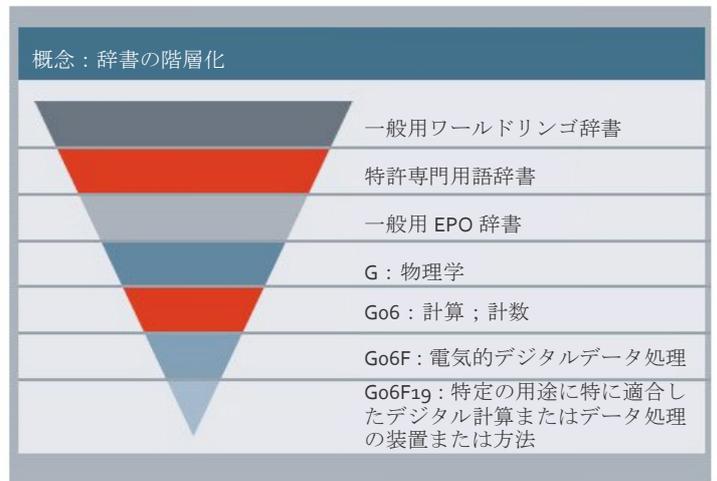
「Motordrehzahl」という単語の場合、考え得る英語訳の中から、同じ IPC 記号を持つ文献の中で当該単語が登場した頻度に基づいて、選択が行われます。したがって、デフォルトの訳が「engine speed」だったとしても、翻訳対象文献のサブクラスが Go5D であれば、当該サブクラスにおいて頻繁に用いられる「motor speed」が最良の訳となるのです。

中国語から英語への翻訳

上記の EPO の取り組みは、これまで取り組んできたすべての欧州言語について非常に上手く機能しています。上記取り組みは、非欧州言語にもついても機能しますが、特に中国語に関しては、新たな課題にも直面しています。言うまでも無く、中国は、世界中のどの国よりも特許出願の伸びが速い国であり、欧州のユーザ及び EPO

EPO は、今後の開発にあたっての優先順位を設定するためのガイドラインを提供するために、主要な課題がどこに存在するかを確認する作業を終えました。中国語から英語への翻訳は、特に科学分野の用語や単語選択において難しいだけでなく、表現方法や語順の誤りを伴うものです。

例えば、文章の終わりに「后」という副詞を用いることで、時制を表すことができます（これにより、「コンプレッサが始動した後」と「コンプレッサが始動したとき」は異なるものとなる）。この文章中の副詞の位置は、意味を確定するのに重要です。別の例は「即」という漢字です。この字は、文章



の審査官が理解できる形で中国の出願データにアクセスできることは不可欠なことです。

これまでの中国語から英語への機械翻訳に関する進歩は目覚ましいものがあります。中国特許庁 (SIPO) は、ユーザに試行してもらったための試作品を既に運用開始しています。

(www.cnpat.com.cn/www.sipo.gov.cn/sipo_English/、及び、<http://english.cnipr.com>)。

中の位置によって、「即座に」を意味する場合もあれば、「すなわち」を意味する場合もあるのです。

Diallo 氏は、最後のまとめとして、中国語で書かれた技術文章の機械翻訳は依然として初期段階であるが、理解しやすさを向上させるための努力は続けていく、と述べました。Diallo 氏のプレゼンは EPO 特許情報会議のウェブサイト www.epo.org/pi-conference からご覧頂けます。

現在のアジアは？

知っていましたか？

…JPO が最近わずか 17 日で特許査定

2008年10月1日、日本特許庁(JPO)は、従来の早期審査制度よりも速い審査プロセスを狙いとした「スーパー早期審査制度」の試行を開始しました。2008年10月17日、JPOは、この新制度下で最初の特許査定を審査請求からわずか17日後に出しました。従来の早期審査では、最初の通知書が発行されるまで平均で2.2ヶ月掛かっています。より詳しい情報は、www.jpo.go.jp/cgi/linke.cgi?url=/torikumi_e/hiroba_e/first_patent_granted.htm をご覧ください。

…JPO と USPTO が協力強化に合意

9月24日にジュネーブで署名された声明において、両庁は、より効果的な作業分担が必要であるとの認識を示すとともに、特許審査ハイウェイ (PPH) や迅速審査のための戦略的出願処理 (SHARE) などの構想に関して、可能な最大限の範囲において先頭に立って協力することに合意しました。さらに、両庁は、審査官交流プログラムや、ハイブリッド分類システムや共通の検索データベースの開発、グローバルインフラとしての PCT 制度の活用、特許実体法のハーモナイゼーション、並びに、特許出願の品質向上に関しても協力していく計画です。より詳しい情報は、www.jpo.go.jp/cgi/linke.cgi?url=/torikumi_e/puresu_e/mou_uspto2008.htm をご覧ください。

…USPTO と KIPO が優先権書類の電子的交換に合意

2008年10月14日、韓国特許庁

(KIPO) は、EPO 及び JPO に次いで三番目に、USPTO と優先権書類を自動的に交換する優先権書類交換 (PDX) 制度を利用する外国特許庁となりました。2008年10月14日より前に出願されたケースについては、出願人は、依然として、優先権書類交付の請求を提出する必要があります。現時点で、PDX 制度は、意匠出願や PCT 国際出願には対応していません。より詳しい情報は www.uspto.gov/web/offices/pac/dapp/opla/preognotice/kipopdx_10142008.pdf をご覧ください。

…シンガポールが特許法を改正

2008年8月25日、シンガポールにおいて2008年特許改正法が可決され、2008年12月1日より施行されました。主要な変更点は、国家非常事態には特許取得済み健康製品の利用をしやすくする点と、独占禁止法によって規制されている新しい商業合意を構築する際の柔軟性を向上させた点です。

2008年改正法のガイドは www.ipos.gov.sg/topNav/pub/Info+Packs でご覧になれます。特許法及び他の関連法の法文は、www.ipos.gov.sg/topNav/leg/ でご覧になれます。

…WIPO の PATENTSCOPE は日本語で全文検索可能

PATENTSCOPE では、日本語で記載され電子出願された PCT 国際出願公開公報の明細書及び特許請求の範囲について、キーワード検索が可能となりました。ユーザは、2008年7月3日以降に公開された日本語 PCT 出願の全文、並びに、2004年以降に公開された優先権主張日本語 PCT 出願の発明の名称及び要約の大部分、が検索可能となった。日本語での出願は、過去4年間に出版された PCT 出願の16%を占めています。PATENTSCOPE は、他にも、フランス語、ドイツ語、スベ

イン語、ロシア語、及び英語での全文検索に対応しています。

より詳しい情報は

www.wipo.int/patentscope/en/news/pctdb/2008/news_0010.html、及び、<http://www.ipmenu.com/news/2008/07/ip-resourcespatentscopeupdate.html> をご覧ください。

…KIPO と オーストラリア特許庁が相互に PCT 国際審査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) に指定することに合意

この合意は、2009年初頭には実施されます。これにより、オーストラリアの出願人は、KIPO を ISA 又は IPEA に指定することが可能となります。より詳しい情報は、www.ipaustralia.gov.au/resources/news_new.shtml#44 をご覧ください。

…SIPO と EPO が自動機械翻訳に関する国際セミナーを共同開催

EPO、SIPO、KIPO、WIPO、及び Japio からの機械翻訳の専門家達が協力して、2008年11月4日に北京で開催されたセミナーにおいて、特許文献の機械翻訳の将来について話し合いました。詳細は、www.sipo.gov.cn/sipo_English/specialtopic/latestspecialtopic/ESJISAMT/programme/200809/t20080911_417872.htm でご覧いただけます。

…中国の知財保護ロードマップがオンラインで入手可能に

EU と中国の間の IPR2 プロジェクトの「中国における関税実施に向けたロードマップ」及び「中国における商標保護に向けたロードマップ」が www.ipr2.org/roadmap からダウンロード可能となりました。中国における特許保護に関するロードマップ及び他の関連する話題についても近い将来公開される予定です。

…KIPO が オフィスアクション 応答期間の延長に関する規則を変更

従来韓国では、出願人は、オフィスアクションへの応答期間(2ヶ月間)を月単位で無制限に延長することができました。今回、延長は4ヶ月までに制限されることになり、すなわち出願人は、最初に KIPO からオフィスアクションを受領してからトータルで6ヶ月以内に応答しなければならなくなりました。出願人が更なる延長を要求する場合には、正当な事由を提出する必要があります。審査請求が第三者によって提出された場合には、延長は認められません。この新たな規則は、2008年7月1日以降に発行されたオフィスアクションに適用されます。

より詳しい情報は、www.nampat.co.kr/english/information/view01.asp?regdate=2008-06-12%2013:25:42&num=qzEOa1yrnbn3&page=&pageSize=&table=tb_board15、又は、www.managingip.com/Article/2004289/Korea---KIPO-introduces-newpatentrules.html をご覧ください。

…世界 5 大特許庁が新たな協力体制を発表

2008年10月27~28日に、EPO、JPO、USPTO、KIPO、及び SIPO の長官がワークショップの基盤作りに向けた10の基礎プロジェクトを立ち上げることを目標として、韓国の済州島で会合しました。詳細については、www.epo.org/about-us/press/releases/archive/2008/20081031.html、及び、www.epo.org/topics/news/2008/20081031.html をご覧ください。

東アジアからのニュースをもっとお知りになりたい方は、

<http://eastmeetswest.europeanpatentoffice.org/news> へどうぞ。

特許査定後の欧州特許の経過状況を知る

EPC2000 及びロンドン協定は、既に幾分複雑であった特許査定後の欧州特許の存続期間に新たな要素を加えた。Awapatent AB（スウェーデン）の Marjolaine Thulin 女史は、ストックホルムで開催された EPO 特許情報会議でのプレゼンで、これらをよりシンプルなものとするいくつかの提案を行った。

異議申立期間が終了して特許査定となる日まで、European Patent Register はすべての欧州特許出願の手続き上の経過状況の詳細を提供します。しかし、その日以降、欧州特許はいわゆる「国内段階」に入り、各指定国の国内特許庁によってそれぞれ管理される複数の国内特許へと分かれていきます。

国ごとに規則は異なる

ある特定の国において欧州特許に要求される有効性の要件は、当該国がロンドン協定に参加しているか否かによって異なります。Marjolaine Thulin 女史は、表に示すように、各国を4つのグループに識別しました。

特許所有者が加盟国又は拡張国において欧州特許を有効とするためにしなければならないこと	
1 翻訳も手数料も不要。 欧州特許公報において特許査定への言及が公開された日から欧州特許が国内特許としての効力を得る。	スイス/リヒテンシュタイン、ドイツ、フランス、イギリス、ルクセンブルグ、モナコ
2 特許請求の範囲の公用語への翻訳と特許庁手数料の支払いが必要。	アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、リトアニア、ラトビア、マケドニア、スロベニア
3 特許請求の範囲の公用語への翻訳 及び 明細書の英語への翻訳並びに特許庁手数料の支払いが必要。	デンマーク、クロアチア、アイスランド、オランダ、スウェーデン
4 明細書全文の公用語への翻訳 及び 特許庁手数料の支払いが必要。	オーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェコ、エストニア、スペイン、フィンランド、ギリシア、ハンガリー、アイルランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ソロモン諸島、スロバキア、トルコ

指定国	B1 の権利化	最後に払った年金	次の支払年金 (6ヶ月の支払猶予期間)
⊗ AL	権利化されず		
⊙ AT	15/08/2008	30/04/2014 (11)	30/04/2015 (12)
⊗ BA	権利化されず		
⊙ BE	15/08/2008	30/04/2014 (11)	30/04/2015 (12)
⊗ BG	15/08/2008		
⊙ CH*	16/05/2008	30/04/2014 (11)	30/04/2015 (12)
⊗ CY	権利化されず		
⊙ CZ	15/08/2008	31/07/2014 (10)	30/04/2015 (11)

一旦特許査定となった後、欧州特許が変更される場合は、例えば、意義申立 (B2) や、取消又は制限 (B3) によって、中央 (EPO) レベルで起り得ます。あるいは、例えば、毎年更新料を支払わなかった場合や、B2 若しくは B3 ドキュメントの公開後に明細書全体又は特許請求の範囲を翻訳しなかった場合や、無効の申立が認められた場合、などを通じて、各国レベルでも起り得ます。

INPADOC 経過状況 ～情報を一元化

esp@cenet 及び EPO の Register Plus は、すべての加盟国にわたる欧州特許の経過状況の概要を非公式ながら提供しています。これら両サービスの INPADOC 経過状況情報は、特定の欧州特許について各指定加盟国において毎年の更新料が支払われたか否かのデータを含んでいます。この更新料の支払いは、当該国においてその特許が現に有効か否かを明確に示しています。

しかしながら、その欧州特許の経過状況に関する公式情報を得るためには、当該加盟国又は拡張国の国内特許庁と連絡を取る必要があります。

中央情報源に向けた更なるステップ

Thulin 女史は、特許査定後の欧州特許の生死に関する情報を集約させて中央情報源を作ることが夢であると述べてプレゼンを締めくくりました。この中央情報源は、すべての欧州特許について、各加盟国を並べて、当該特許が各国で現在有効であるか否かを示すものとなるでしょう。

この夢は、すべての加盟国がデータを調和させるために作業し、調和されたデータを中央部へ供給する用意があることを宣言すれば、現実のものとなるでしょう。EPO は、欧州中のデータを調和させるための解決策について既に検討を始めており、Register Plus において用いられている技術を他の特許庁へ提供することに合意しています。

フランス特許庁は、EPO の Register Plus に基づいた新しいフランス特許登録制度を 2008 年末に運用開始すると発表しており、他の特許庁も似たような段階を計画しています。

Marjolaine Thulin 女史のプレゼンは、www.epo.org/pi-conference からご覧いただけます。

Register Plus に関するユーザ調査結果

今年の夏に EPO によって行われた Register Plus に関するユーザ調査の最初の結果が出ました。それによると、Register Plus は専門/職業範囲及び地理的範囲の両面で幅広いユーザに使用されており、他者の特許出願に関する情報を取得する際には最も頻繁に用いられていることがわかりました。

調査には夏の間（といっても大した夏ではありませんでした。おそらく、天候が悪いため、ほとんどの人が職場に残ることにしたのでしょう。）に、300 を超える回答があった。

EPO では、「自発的な」ユーザをターゲットにするために、既存の連絡先データベースを用いずに、使用場所へアンケートを送りました。この戦略は明らかに上手くいき、回答の 50% 近くは、スマートカードやユーザネーム/パスワードを登録していない（すなわち、これまでの EPO の調査に回答したことがない）ユーザからのものであるか、或いは、「常連の」弁理士グループに属していないユーザからのものでした。

主な調査調査は以下の通りです。

- ユーザの大部分は民間企業に属している。
- ユーザの大部分は欧州にいる。ただし、かなりの数のユーザが他の地域から来ており、アメリカよりもアジアのユーザの方が多い。
- 特許弁理士は全ユーザの半分を少し超える程度に過ぎず、残りは他の職業に属している。
- ユーザが属する最大の産業セクタは、化学、バイオ、製薬、機械工学、及び、電気工学である。
- 第三者の特許出願の経過を監視するのに Register Plus は最も頻繁に使われている。
- 最も頻繁に用いられている機能はオンラインファイル閲覧である。
- ユーザはオンラインサポート（ヘルプファイル、FAQ、双方向チャットリアル、等）に満足している。

ユーザは、EPO の手続きを理解するために多くの補助を必要とし、また、Register Plus の検索及び抽出した情報の解釈について支援を必要としている。

調査回答中の更なる豊富な情報については、分析の進行と共に公開していきます。

これらの研究成果は、EPO のサービスをあらゆる面で向上させるのに役立っています。

これらの研究成果は、EPO のサービスをあらゆる面で向上させるのに役立っています。

オンライン出願

オンライン出願ソフトウェアのバージョン4が利用可能に！

この EPO のオンライン出願ソフトウェアの最新バージョンは、特殊なウェブベースのインターフェースを通じて、ユーザの皆様の特許管理システム (PMS) と直接通信することができます。これにより、ユーザは、PMS のインターフェースを通じて出願の準備をし、オンライン出願を使って EPO、WIPO、又は各国特許庁へ送信することができます。

さらに、バージョン4のすべての書式は、2007年12月13日発効の EPC に準拠しています。古い書式を読み取ることはできません、作業することはできません。

バージョン4では、更に、以下の点が新たに改善されています。

- 既存のアプリケーションからのデータを後続のアプリケーションへ移管させることができます。例えば、EP (1001E2K) から EP (1038E) へ、PCT/RO/101 から Euro-PCT (1200E2K) へ、など。
- ユーザ管理機能において、管理者はフォルダを特定のグループに割り当てることができます。
- 新しいバージョンは、マイクロソフト社の Vista SP1 と互換性があります。
- ユーザプリファレンス機能、ユーザ管理機能、システムプリファレンス機能、及び、ファイルマネージャー機能において、追加設定オプションが利用可能です。

新しいバージョンは現行のユーザインターフェースに最小限の変更しか加えておりませんので、バージョン 3.20 のユーザの方が切り替えても問題を引き起こすことは

ないと思われま

マイクロソフト社の Windows 2000 及び Windows XP のユーザの方は、スタンドアロンにインストールするか、ネットワークにインストールするかを選択することができます。マイクロソフト社の Vista のユーザの方は、ソフトウェアをインストールする際にインストールマニュアルをご覧ください。

オンライン出願バージョン4の受給総数は、非常に期待できます。既に Online Filing ソフトを使っている企業のうちの 33% が、2008年9月9日のリリースから最初の7週間のうちにバージョン4に切り替えました。

次号の特許情報ニュースでは、オンライン出願分野における進歩について、より多くをご紹介します。

EPO ウェブサイト

特許情報のビジネス利用～EPO ウェブサイトへの新たな追加

特許情報は、法律と技術が関連していることにより興味深いだけでなく、ビジネスにおける重要性が増してきています。



EPO では、特許情報のビジネス利用との関連性を強調するために、EPO ウェブサイト上に、特許統計並びに特許マップの作成とポートフォリオ管理及び評価専用のエリアを新たに作成致しました。また、このエリアには、いくつかの FAQ に対する回答も用意されています。

www.epo.org/patents/patent-information/business.html よりアクセス可能です。



マケドニア旧ユーゴスラビア共和国が 35 番目の加盟国に。

マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 (MK) 政府は、今年の 10 月 28 日に欧州特許条約 (EPC) への加盟議定書を寄託しました。これにより、EPC は、2009 年 1 月 1 日から、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国に対しても効力を生じます。同国は、欧州特許機構 (EPO) の 35 番目の加盟国となります。

より詳しい情報は、
www.epo.org/patents/law/legaltexts/InformationEPO/archiveinfo/20081112.html をご覧ください。

ワールド・パテント・インフォメーション

ワールド・パテント・インフォメーションは、読者の皆さんが関心を持ちそうな、専門家によって検証された国際的学術誌です。最近、最新号 (2008 年第 3 号 Vol.30) が電子版及びペーパー版で出版されました。最新号には以下のような話題に関する記事が掲載されています。

■ゲスト論説：特許情報の専門家
 に歴史は何を教えることができる

のか。

■テキストマイニング及び視覚化ツール ～最新機能の印象

■ナノ医学における知財 ～業界知財専門家による見直し

■特許配列データベースの比較研究

■ベルギー特許制度への政策提言

■Sperry 対 Anschutz のジャイロコンパス特許紛争に関する、アインシュタインの専門家の意見

■文献検索結果の分析技術

■特許データの価値を明らかにする；英国特許庁の特許情報サービス

■2008 年 IPI 賞：Nancy Lambert 氏

編集者の Mike Blackman は、同誌に掲載を希望する論文をいつでもお待ちしております。

mblackmanwpi@tiscali.co.uk までご連絡下さい。

英国図書館の特許所蔵品が移動中

英国図書館は、2009 年 1 月から大規模な所蔵品移転プログラムに取り掛かり、ヨークシャーのボストン・スパとロンドンのセント・パンクラススの 2 ヶ所にわたっている資料の貯蔵を合理化します。

プログラムの第一段階では、少なくとも 9 ヶ月間、セント・パンクラススにおいて現在保管されていないすべての紙の特許明細書へのアクセスが一時中断されます。これは、紙による特許出願と複数の

特許庁から許可された特許文献に適用されます。

英国の歴史資料はすべて利用可能なままとされます。すべての紙の特許明細書へのアクセスは、9 ヶ月後に再開されます。

より詳しい情報は、
www.bl.uk/collectionmoves をご覧ください。

スイスが 18 ヶ月後に特許出願を公開

2008 年 7 月 1 日に発効した新しいスイス特許法により、いくつかの変更が生じたが、そのうちの 1 つがスイス特許出願を出願日又は優先日から 18 ヶ月後に公開する点である。

より詳しい情報については、
www.ige.ch/e/news/2008/documents/n101e.pdf をご覧ください。

公報コーナー

「公報コーナー」は Patent Information News の定期的な記事で、読者に EPO 公報についての統計および一般情報を提供します。

- EP-A1: サーチレポート付きで公表された欧州特許出願
- EP-A2: サーチレポートなしで公表された欧州特許出願
- EP-A3: 欧州サーチレポート
- EP-B1: 欧州特許明細書
- EP-B2: 補正された欧州特許明細書

注記：表には、PCT ルート経由で出願された欧州特許出願（欧州特許 PCT 出願）の統計は含まれていません。これらは WIPO から発行されており、英語、フランス語またはドイツ語以外の言語で存在しない限り、EPO では入手できません。

現在、全欧州特許出願の約 70% がユーロ PCT 出願です。

欧州特許公報 2008年1月～12月

	2008年の週平均	2008年1～12月の合計	2007年からの変化
EP-A公報			
EP-A1	797	41,420	-2.2%
EP-A2	435	22,608	2.8%
EP-A1 + A2の合計	1,231	64,028	-0.5%
A1+A2の合計に占める EP-A1の割合	64.7%		-1.7%
EP-A3	338	17,601	0.3%
EP-B公報			
EP-B1+B2	1,139	59,250	6.7%

EPO のイベント

EPO では、2009 年も、特許情報や、欧州特許制度、その他知的財産などについてのあらゆる面を網羅した、複数の主要な会議・会合を運営して参ります。手帳にメモして、EPO ウェブサイト上の詳細情報に注目して下さい。

Theme	Date	Location	Link
検索関連	30-31 March 2009	オランダ ハーグ、EPO	http://application.epo.org/ipcal/i_event.php?id=2618
東西会合	23-24 April 2009	オーストリア ウィーン、トレンドホテルサボエン	www.epo.org/about-us/events/emw2009.html
欧州特許フォーラム & PATINNOVA	28-30 April 2009	チェコ共和国 プラハ、ヒルトンホテル	www.epo.org/about-us/events/epf2009.html
発明者賞	28 April 2009	チェコ共和国 プラハ城	www.epo.org/about-us/events/epf2009.html
PATLIB	20-22 May 2009	ブルガリア ソフィア ケンピンスキーホテルゾグラフスキー	www.epo.org/about-us/events/patlib2009.html
EPO 特許情報会議	3-5 November 2009	フランス ビアリツ、「ルベルビュー」コンフェレンスセンター	www.epo.org/pi-conference

EPO と触れる機会

2009 年、EPO は、特に、バイオ、コンピュータ、ナノテクノロジー分野において、世界中で行われる一連の展示会や会合に参加します。それは、世界中の知財情報管理イベントにおける、特許情報でもあるということです。これらはすべて、EPO の審査官や特許情報の専門家と会える絶好の機会です。イベントカレンダーをご覧頂き、貴方のお近くのイベントに EPO がお伺いするか調べてみて下さい。

Dates	Location	Sector	Event	Link
February				
16-19	Barcelona, Spain	コンピュータ	Mobile World Congress	www.mobileworldcongress.com
18-20	Tokyo, Japan	ナノテクノロジー	Nanotech	www.nanotechexpo.jp/en/index.html
March				
31.3.-2.4.	San Jose, USA	コンピュータ	Embedded Systems	www.cmp-egevents.com/web/esv/home
April				
20-24	Madrid, Spain	コンピュータ	World Wide Web Conference	www.2009.org/
May				
2-7	San Antonio, USA	特許情報	PIUG	www.piug.org/
3-7	Houston, USA	ナノテクノロジー	NSTI	www.nsti.org/Nanotech2007/
18-21	Atlanta, USA	バイオテクノロジー	BIO2009	www.bio.org
June				
17-18	Paris, France	特許情報	i-expo	www.i-expo.net/
18-19	Ilmenau, Germany	特許情報	PATINFO	www.paton.tu-ilmenau.de/aktuell/#patinfo
July				
1-3	Tokyo, Japan	バイオテクノロジー	International Bio Forum	www.bio-expo.jp/english/
September				
to be announced	Berlin, Germany	ナノテクノロジー	Nanotech Northern Europe	www.nanotech.net/
23-25	Lille, France	バイオテクノロジー	Eurobio 2009	www.eurobio2008.com/
October				
18-21	Sitges/Barcelona, Spain	特許情報	Infonortics	www.infonortics.com/chemical/index.html
December				
1-3	London, UK	特許情報	Online Information	www.online-information.co.uk/index.html

重要な電話番号

esp@cenet ヘルプデスク
Tel.: +43 1 52126 4051
Fax: +43 1 52126 4533
e-mail: espacenet@epo.org

電子出版物相談
Tel.: +43 1 52126 2411
Fax: +43 1 52126 2492
e-mail: epal@epo.org

INPADOCヘルプデスク
Tel.: +43 1 52126 115
Fax: +43 1 52126 3292
e-mail: inpadoc@epo.org

アジアの特許情報
Tel.: +43 1 52126 4545,
Fax: +43 1 52126 4197,
e-mail: asiainfo@epo.org

研修
Tel.: +43 1 52126 1043
Fax: +43 1 52126 4533
e-mail: training.vienna@epo.org

定期購読
Tel.: +43 1 52126 4546
Fax: +43 1 52126 2492
e-mail: subs@epo.org

刊行物
Tel.: +43 1 52126 4548
Fax: +43 1 52126 2491
e-mail: docdeliv@epo.org

オペレータ通話
Tel.: +43 1 52126 0

EPOカスタマーサービスは欧州特許に関するあらゆる問題のお問い合わせにご利用できます。

Tel.: +49 89 2399 4636,
e-mail: info@epo.org

経過状況コードシートを書き直す

EPOのINPADOCコードシートには、経過状況コードの説明及び記述が記載されています。それらは、審査における出来事を明らかにし、ユーザが特許の経過状況を容易に解釈できるようにしています。

現在、EPO ウェブサイトで利用可能なコードシートは、欧州、ドイツ、及びイギリスしかカバーしていません。これらシートのコードの一部は様々な変更や新しい法律によって不要となっているものもあるため、EPO では、3～6年

以内に、すべての国に対して、「生データ」ウェブサイトのコードシート部分に各国自身のセクションを与える壮大なプロジェクトを開始しました。

最初に登場したのはオーストラリアであり、各経過状況コードの記述と、オーストラリアの特許手続きに関する資料とが掲載された。より詳しい情報は、www.epo.org/patents/patent-information/raw-data/useful-tables/australia.html をご覧ください。

生データのテストファイルが利用可能に

EPO は、EPO の生データ製品の形式、媒体、及び範囲に関する情報と、提供中の各製品のサンプルデータとを含む新しい小規模サイトを EPO ウェブサイトに追加致しました。より詳しい情報は、www.epo.org/patents/patent-information/raw-data/test.html をご覧ください。

WO 文献向けの新しい種類コード

2009年1月1日、WIPO は PCT 国際公開向けの新しい種類コード「A4」、「A8」、及び「A9」を導入します。「A4」は補正された特許請求の範囲が後から公開されたものを表し、「A8」及び「A9」は訂正を表します。より詳しい情報は、www.wipo.int/patentscope/en/wo_publication_information/#2 でご覧いただけます。

EP2000000 が公開される

最初の欧州特許出願の公開から約30年が経過した2008年12月10日、EPO は2百万件目の出願を公開しました。EP2000000 は、排水から電気を生成する燃料電池に関するものです。

この公報は、EPO の公報サーバ www.epo.org/publicationserver から入手可能です。



ユーラシア特許庁からの新しいデータ

ユーラシア特許庁から書誌データ及び経過状況データ双方が EPOへ届けられたことを喜んでご報告致します。

これらのデータは、esp@cenet 及び EPO の INPADOC 経過状況データベースから利用可能であり、ユーラシア特許庁により最初に発行された特許からのデータを含んでいます。ユーラシア特許機構のデータは、2ヶ月に一度、更新されます。

発行情報

発行者: Richard Flammer
編集者: D. Shalloe, K. Maes,
寄稿者: Sue Ashpittel (英国図書館)、
Nigel Clarke, Roland Feinängle,
Valérie Gray, Eva Klein-Götzlinger,
Patrick Le Gonidec, Davide Lingua,
Katharina Maes, Véronique Rogier,
Daniel Shalloe, Vesna Vajsbaheer
デザイン: Atelier 59

Patent Information News
発行元
欧州特許庁
ウィーン支局
特許情報局
Rennweg 12, 1030
Vienna, Austria
Tel.: +43 1 52126 0

この刊行物で述べられた見解は、必ずしも EPO の見解ではありません。

EPO. ESPACE, esp@cenet
および epoline は登録商標です。
ISSN 1024-6673